

規制対象事項チェックリスト

136 高気圧障害

1. 高圧室内の作業室（潜函工法その他圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室）は、職員 1 人について、4 立方メートル以上としている。
2. 作業室への送気管は、シャフトの中を通すことなく作業室へ配管し、また、作業室に近接する部分に逆止弁を設けている。
3. 作業室の換気を常時定説に行うことができるように送気管と別に排気管を設けている。
4. 作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックの操作を行う場所を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部に設けたときは、その場所に作業室内のゲージ圧力を表示する圧力計（1 目盛りが 0.02 メガパスカル以下）を設置している。
5. 作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックの操作を行う場所を潜函、潜鐘、圧気シールド等の内部に設けたときは、その操作をする者に、携帯式の圧力計（1 目盛りが 0.02 メガパスカル以下）を携行させている。
6. 気こう室（高圧作業室内作業者が作業室への出入りに際し加圧または減圧を受ける部屋）は、その床面積および気積は、高圧室内作業員 1 人について、それぞれ 0.3m² 以上および 0.6 立方メートル以上としている。
7. 気こう室への送気管は、作業室同様シャフトの中を通すことなく、気こう室へ配管し、作業員に減圧を行うための排気管は、内径 53 ミリメートル以下の排気専用の管を設置している。
8. 高気圧内作業員に加圧または減圧を行うために、送気または排気の調節を行うバルブまたはコックの操作を行う場所を気こう室の外部に設けた時は、その場所に気こう室内の圧力を表示する圧力計（1 目盛りが 0.02 メガパスカル以下）を設置している。
9. 高気圧内作業員に加圧または減圧を行うために、送気または排気の調節を行うバルブまたはコックの操作を行う場所を気こう室の内部に設けた時は、それを操作する者に携帯式の圧力計（1 目盛りが 0.02 メガパスカル以下）を携行させている。
10. 気こう室の内部を観察することができるのぞき窓やテレビ装置を設ける等外部から気こう室の内部の状態を把握することができる措置を講じている。
11. 空気圧縮機には、空気清浄機が設置されている。
12. 作業室および気こう室へ送気するための空気圧縮機から吐出される空気、並びにその空気を冷却するために空気圧縮機とは別に設けられた冷却装置を通過し空気清浄装置へ送られる空気の温度が異常に上昇した場合に、その空気圧縮機の運転を行う者その

他の関係者にこれを速やかに知らせるための自動警報装置を設けている。

13. 高圧室内業務を行うときは、呼吸用保護具、繊維ローブその他非常の場合に高圧室内作業者を避難救出するための必要な用具を備えている。
14. 潜水業務において、潜水器は、厚生労働大臣の定める規格を具備している。
15. 潜水作業者に送気するとき、送気を受ける潜水作業者ごとに送気を調節するための空気層および予備空気槽を設けている。
16. 予備空気槽内の圧力は、常にその時の潜水作業において予想される最高潜水深度における圧力の1.5倍以上である。
17. 予備空気槽の内容積は規則に定められた値以上である。
18. 空気槽が、予備空気槽の基準を満足しており、または、予備ポンペを潜水作業者に携行させているので予備空気槽は設けていない。
19. 空気圧縮機によって潜水作業者に送気する場合には、空気を清浄するための装置のほか、潜水作業者に圧力調整器を使用させるときは、送気圧を計るための圧力計を、それ以外の時はその送気量を計るための流量計を設けている。
20. 高圧室内業務については、高圧室内作業主任者免許を受けた者の中から、作業室ごとに高圧室内作業主任者を選任している。
21. 潜水業務において、潜水土免許を受けた者以外の職員を潜水業務に就かせていない。
22. 危険防止のため、必要のある者以外が気こう室および作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示している。
23. 作業室および気こう室における炭酸ガス分圧が0.5キロパスカルを超えないように換気その他の必要な措置を講じている。
24. 作業室の中の有害ガスの測定その他必要な措置を講じている。
25. 気こう室において、高圧室内作業者に加圧、減圧を行うときは、毎分0.08メガパスカル以下の速度で行っている。
26. 加圧・減圧における措置は、高圧室作業主任者にその監督・指揮を行わせている。
27. 気こう室において、高圧室内作業者に減圧を行うときは、気こう室の床面の照度を20ルクス以上にし、室温が10度以下のときは、毛布その他適当な保温用具を使用させている。
28. 高圧室内作業者に対して、適正な減圧管理や障害が発生した場合に適切な治療を加えることができるように圧力0.1メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務を行うときは、気こう室に自記記録圧力計を備え、その気こう室において、高圧室内作業者に減圧を行う都度、減圧の状況を記録した書類並びに高圧室内作業者の氏名および減圧の日時を記載した書類を作成し、これを5年間保存している。
29. 高圧室内業務を所定の労働時間を超えて行っていない。
30. 高圧室内業務を行うときは、気こう室の付近に高圧室内作業者および空気圧縮機の運転を行う者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を常時配置している。

31. 高圧室内業務を行う設備について、規則の定める設備についてそれぞれ定める期間ごとに1回以上点検し、その結果を記録し、3年間保存している。
32. 作業室内を排気して潜函を沈下させるときは、高圧室内作業者を外部へ待避させ、危険または健康障害を生ずるおそれがないことを確認したあと潜函に入れている。
33. 高圧室内業務を行うとき、潜函、潜鐘、圧気シールド等における電灯については、ガード付き電灯その他電球が破損しても可燃物に着火するおそれのないものを使用している。
34. 高圧室内業務を行うとき、潜函、潜鐘、圧気シールド等における電路の開閉器については、金属箱開閉器その他開閉の際に火花またはアークを外部に飛散しないよう密閉した構造の開閉器を使用し、開放型のナイフスイッチ、カバー付きナイフスイッチおよび開放型の接触器は使用していない。
35. 高圧室内業務を行うとき、潜函、潜鐘、圧気シールド等における暖房については、高温となって可燃物の点火源となるおそれのないものを使用し、電熱その他直火を用いる暖房設備を使用していない。
36. 高圧室内業務主任者に携帯式の圧力計、懐中電灯、炭酸ガスおよび有害ガスの濃度を測定するための測定器具並びに非常の場合の信号用器具を携行させている。
37. 潜水業務（水深10メートル以上の場所における潜水業務）を行うとき、規則に定める作業時間に反して潜水作業者を従事させていない。
38. 空気圧縮機または手押しポンプにより潜水作業者に送気するときは、潜水業者ごとにその水深の水圧に相当する圧力の空気の送気量を毎分60リットル以上とするようにしている。
39. 潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合は、潜水業者ごとにその水深の圧力下において毎分40リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に0.7メガパスカルを加えた値以上としている。
40. 潜水作業者にポンペを携行させて給気を行う潜水業務においては、潜降直前に潜水作業員に対し使用するポンペの給気能力を知らせている。
41. 潜水作業員にポンペを携行させて給気を行う潜水業務においては、潜水作業員に異常がないかどうかを監視するための者を置いている。
42. 潜水作業員に圧力1メガパスカル異常の気体充填したポンペから給気を受けさせるときは、2段以上の減圧方式による圧力調整器を潜水作業員に使用させている。
43. 潜水作業員に純酸素を吸入させていない。
44. 潜水作業員に浮上を行わせるときは、その浮上速度を毎分10メートル以下とし、また、水深10メートル以上の場所における潜水業務に従事させている場合は、一定の水深以上に浮上したときに潜水深度および潜水時間に応じて定められた時間以上浮上を停止させている。
45. 潜水業務を行うとき、潜水作業員が潜降および浮上する時に使用し、潜水作業員が水

深を知る助けとなるよう規程の水深(3メートル)ごとに水深を表示する木札または布等を取付けたさがり綱を備え使用させている。

46. 潜水業務を行うとき、潜水前に、その潜水業務に応じた潜水体具(潜水器については、ヘルメット、マスク等の面体、ガラスの異常の有無、弁、コックの損傷、送気管のキズ、割れ等を、また、信号索およびさがり綱については、切断のおそれのある部分の有無)を点検し、必要に応じて修理その他の措置を講じている。
47. 潜水用の設備のうち規則で定められた設備(空気圧縮機または手押しポンプ、空気を清浄にするための装置、水深計、水中時計、流量計、ボンベ)について、規則の定める期間ごとに1回以上点検し、必要に応じ修理その他の措置を講じている。
48. 空気圧縮機若しくは、手押しポンプにより送気して行う潜水業務またはボンベからの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業員2人以下ごとに潜水作業員と連絡するための連絡員を置いている。
49. 潜水作業員に潜水業務に応じ、信号索、水中時計、水深計、および営利な刃物、救命胴衣または浮力調整具の着用をさせている。
50. 圧力0.1メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務または水深10メートル以上の場所における潜水業務を行うとき、再圧室を設けているが、危険物、火薬類若しくは多量の易燃性の物を取扱、または貯蔵する場所およびその付近には設置していない。
51. 圧力0.1メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務または水深10メートル以上の場所における潜水業務を行うとき、再圧室を設けているが、出水、なだれまたは土砂崩壊のおそれのある場所には設置していない。
52. 圧力0.1メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務または水深10メートル以上の場所における潜水業務を行うとき、再圧室が設置されている建物の入り口付近に再圧室が設置されている旨掲示している。
53. 圧力0.1メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務または水深10メートル以上の場所における潜水業務を行うときの再圧室の耐圧能力はおよびこれに送気する空気圧縮機の能力は、5キログラム毎平方センチメートルまで加圧できるものとなっている。
54. 再圧室管理責任者を選任し、その氏名および禁止事項を掲示している。
55. 再圧室を使用したときは、加圧および減圧の状況を記録している。
56. 再圧室については、設置時およびその後1カ月を超えない期間ごとに、所定の事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、または取り替えている。